

研究区分	教員特別研究推進 教育推進
------	---------------

研究テーマ	非法学部学生に対する法教育のあり方に関する検討：実践的法教育の有用性				
研究組織	代表者	所属・職名	国際関係学部・講師	氏名	石川 義道
	研究分担者	所属・職名	国際関係学部・准教授	氏名	坂巻 静佳
		所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
	発表者	所属・職名	国際関係学部・講師	氏名	石川 義道

講演題目	非法学部学生に対する法教育のあり方：実践的法教育の有用性
研究の目的、成果及び今後の展望	<p>① 本研究の目的</p> <p>大学入学を機にバイトや一人暮らしを開始する学生は多い。社会との接点が増えるなかで、学生がブラック・バイト、学内外でのハラスメント、各種犯罪に被害者（又は加害者）として巻き込まれる事例は後を絶たない。また就職活動のなかで（さらには就職後も）企業側のルールに振り回される学生は少なくない。これらを鑑みると、法学系学部又は非法学系学部であるかを問わずすべての学生に、社会における諸問題から自らの身を守る手段として法的知識と素養を習得する必要があるといえる。ここでは「法曹育成」を前提とした従来型の法学教育に加えて、「学生・市民」を念頭に置いた新しい法学教育が求められている。</p> <p>本研究の目的は、国際関係学部その他の「非法学系学部」の学生等に対し、実際上身近に接している法分野を専門とする研究者や法実務家の方に、より実践的な観点から御講義いただき、アンケート調査等を実施してその意義を考察することを通じて、学生に対する法教育のあり方について検討することにある。</p> <p>② 本研究の成果</p> <p>2022年度は、労働法、民法、憲法について、本学学生・教職員及び／又は市民に対して、以下の講演会を開催し、参加者に対してアンケートを実施した。</p> <p>2022年5月20日「知っておきたいワークルールの基礎知識」（静岡大学人文社会科学部 本庄淳志氏）</p> <p>2022年6月17日「民法と年齢」（東北大学大学院法学研究科 池田悠太氏）</p> <p>2023年1月27日「感染症と憲法」（慶應義塾大学法学部 大林啓吾氏）</p> <p>アンケート調査によれば、いずれのテーマも参加者の関心は高く、学生のニーズに即したものであったと評価できる。また、自分たちの生活と法律とが密接な関係を有していることに気づいたとの感想も、多く寄せられた。知らないことは知らないことさえ気づかないのであり、法的素養を涵養する契機として講演等は一定の効果があると評価しうる。</p> <p>③ 今後の展望</p> <p>アンケート調査の結果を踏まえ、学生の興味関心を考慮しつつ、来年度以降も法律に関して外部講師による講義・講演を実施していくことを検討している。</p>